

## 都市計画税の用途について

都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する経費に充てるために課される目的税であり、令和元年度羽幌町一般会計決算における充当状況は、下記のとおりです。

(歳入)	都市計画税	29,560 千円
(歳出)	都市計画事業等に要する経費	253,784 千円

(単位:千円)

事業名		令和元年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち 都市計画税
			国道 支出金	町債	その他		
都市 計画	下水道事業特別会計繰出事業	253,784	0	0	0	253,784	29,560
合計		253,784	0	0	0	253,784	29,560